

平成28年12月 9日

各事務部の長 殿

研究推進部長

他機関所属の研究分担者の臨床研究利益相反自己申告に係る取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり取扱いを変更しますので、貴部局の関係教職員に周知願います。

記

1 自己申告書の提出について

研究代表者が本学教職員である研究において、研究分担者の所属する機関に利益相反の審査を行う委員会が設置されていない場合、本学で当該研究分担者の利益相反の審査を行うこととしていたところですが、本取扱は原則、厚生労働科学研究費および日本医療研究開発機構研究費により行われる研究にのみ適用することとします。

これに伴い、各自己申告書（概要）様式に附属している説明書において、添付のとおり文言の加除修正を行いました。なお、様式本体に修正はありません。

2 委任状の提出について

本学で他機関所属の研究分担者の利益相反の審査を行う場合は、所属機関からの委任をもって行うこととします。必要な場合は自己申告書に委任状を添えて提出願います。

■臨床研究利益相反マネジメントについて（研究推進部 Web サイト）

<https://research-promotion.adm.kanazawa-u.ac.jp/ethics/rinshou/rinshou.html>

担当 研究推進部研究推進課総務係（伊藤）
TEL 264 (81) -6141/FAX 234-4016
E-mail risomu@adm.kanazawa-u.ac.jp